

退職される組合員の皆様へ 退職者組合員への移行のご案内

退職者組合員制度について

日頃より本組合の共済事業をご利用いただきありがとうございます。

本生協の退職者組合員制度は、在職中と同様の補償内容で退職後も共済事業を終身ご利用いただける制度です。（割戻金の還付もあります。）

ご利用にあたっては、退職者組合員への移行手続きが必要です。

是非とも退職者組合員へ移行いただき、引き続き共済事業をご利用いただきたくご案内申し上げます。

（出資金につきましては、在職中に払い込みいただいておりますので、新たな出資をお願いすることはありません。出資金は組合を脱退される際にお返しいたします。）※「組合員のみなさんへ大切なお知らせ」をご確認ください

退職者組合員移行後の事務手続について

これまで共済事業をご利用頂くにあたり、①継続契約の申込み、②新規契約の申込み、③契約の内容変更及び解約、④共済事故が発生した場合の請求等の諸手続につきましては、所属団体担当者の方を通じてお願いしていましたが、退職者組合員への移行後は、在職時の団体が属する各都道府県の本組合支部にて直接事務取扱いをいたします。

従来の掛金・書類の流れ

組合員 ↔ 団体 ↔ 支部 ↔ 本部

退職者組合員移行後の流れ

組合員 ↔ 支部 ↔ 本部

- 「継続契約の申込み」については、1月継続は11月初旬(予定)、7月継続は5月中旬(予定)までに、本組合より直接郵送にてご案内申し上げます。
継続契約の掛金の払込方法は口座振替(自動引落)になります。
- 「新規契約の申込み」については、申込用紙が必要ですので、各都道府県支部までご連絡ください。
- 「契約の内容変更及び解約」については、関係用紙が必要ですので、各都道府県支部までご連絡ください。
- 割戻金の対象者には、割戻金の還付を10月中に直接送金いたします。

◎退職者組合員へ移行される方は、下記の書類を提出ください。

添付書類

- ①退職者組合員加入承認申請書
- ②預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

※「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、7月・1月継続契約掛金の口座振替と割戻金お受け取りのための口座登録に必要です。

※上記提出書類を受領・確認後、承認のうえ、後日承認通知をご自宅へ送付いたします。

退職者組合員へ移行できる方の要件

◎退職者組合員となるためには以下の要件を全て満たしていることが条件となります。

1. 本組合の職域に25年以上勤務し退職された方
2. 退職時に5年以上継続して本共済事業を利用されていた方
3. 退職時に在職されていた職域において、事務取扱が可能な方

火災共済

次の損害に共済金が支払われます。



火災



落雷



破裂爆発



建物外部からの
物体の落下衝突等



風水雪害



地震

共済契約できる物件

- 共済契約者の所有する居住用物件およびその建物内にある動産
- 共済契約者の配偶者の所有する居住用物件およびその建物内にある動産
- 共済契約者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者が現に居住する建物およびその建物内にある動産

共済掛金と共済金額

区 分	火災共済契約の最高限度		
	口 数	火災共済掛金	共済契約額
建物のみの場合	400口	2万4,000円	4,000万円
動産のみの場合	200口	1万2,000円	2,000万円
建物と動産を併せた場合	600口	3万6,000円	6,000万円

風水雪害特約共済を付加できます（火災共済と同口数）

風水雪害の被害にあわれた際にも安心です。風水雪害共済金に加えて風水雪害特約共済金が支払われます。
（損害額が建物50万円、動産20万円を超える場合にお支払いいたします。）

火災共済には「ホームアシスタンスサービス」が付帯しています

水回り・鍵開けでお困りの際、電話一本で専門業者を手配いたします。
24時間365日ご利用いただけます。

フリーダイヤル 0120-228-119

※詳しくは右のQRコードから本組合HPにてご確認ください。



自動車共済

共済契約できる自動車



自家用自動車



自家用軽四輪自動車



自動二輪車など

- 共済契約者の所有する車
- 共済契約者の配偶者の所有する車
- 共済契約者と同一世帯に属する親族が所有する車

共済掛金 と 共済金額

用途及び車種 区分		共 済 掛 金 額			
		自家用普通・小型乗用・ 小型貨物車(660cc超)	自家用軽四輪乗用・ 貨物車(660cc以下)	自動二輪車 (125cc超)	原動機付自転車 (125cc以下)
A 型	対 人 賠 償	無制限			
	対 物 賠 償	1,000万円			
	自損事故	1,500万円	30,000円	19,000円	17,000円
	限定搭乗者	500万円			12,000円
B 型	対 人 賠 償	無制限			
	対 物 賠 償	無制限	33,000円	21,000円	20,000円
	自損事故	1,500万円			14,000円
	限定搭乗者	1,000万円			

賠償額と補償

等級制度はありません

<A型>

掛金(年額)
3万円で最高

(自家用普通・小型乗用車)

対人賠償
無制限の補償

対人賠償共済(1名につき)

対物賠償
1,000万円の補償

対物賠償共済(1事故につき)

自損事故傷害
1,500万円の補償

自損事故傷害共済(1名につき)

限定搭乗者傷害
500万円の補償

限定搭乗者傷害(1名につき)

<B型>

掛金(年額)
3万3,000円で最高

(自家用普通・小型乗用車)

対人賠償
無制限の補償

対人賠償共済(1名につき)

対物賠償
無制限の補償

対物賠償共済(1事故につき)

自損事故傷害
1,500万円の補償

自損事故傷害共済(1名につき)

限定搭乗者傷害
1,000万円の補償

限定搭乗者傷害(1名につき)

自動車共済には「ロードサービス」が付帯しています

契約車両が事故・故障またはトラブルで自力走行できなくなった際、レッカーけん引や応急処置を手配いたします。
24時間365日ご利用いただけます。

フリーダイヤル 0120-365-698 (北海道を除く都道府県)
0120-365-900 (北海道)



※詳しくは右のQRコードから本組合HPにてご確認ください。

退職者組合員移行後の事故対応について

退職者組合員に移行された後、火災や自動車事故が発生した場合には、在職時の団体ではなく、本組合支部に連絡してください。

罹災したら

火災等又は風水雪害等による罹災が発生した場合、速やかに本組合支部に連絡してください。

共済金の請求に必要となりますので、次の書類を準備してください。

- ①共済金支払請求書 ②共済契約承諾書 ③関係官署の罹災証明書
- ④共済の目的の配置図及び平面図
- ⑤罹災現場又は損害を受けた動産の写真
- ⑥損害見積書
- ⑦共済事故発生前における共済の目的の再取得価額見積書
- ⑧当該罹災を報じた新聞記事等



自動車事故にあったら…

万一、事故を起こしたら、現場で次の処置をしてください。

- ①けが人がいる場合、直ちに救護し、救急車を手配する。
- ②事故車を安全な場所に移動させるなど、路上の危険防止措置を行う。
- ③警察に連絡する。
- ④事故状況・相手方の連絡先等をメモする。

事故が発生したら、直ちに本組合支部に事故発生のご連絡ください。



※フリーダイヤルによる休日・夜間の事故受付および事故の初期対応に関するご相談に対応します。（※事故車のみ）

■休日・夜間の受付 **TEL:0120-258459** ジ コ ハ ホー コ ク

■受付日時／土、日曜、祝祭日、年末年始
平日（当日午後5時～翌日午前9時）

●組合員のみなさんへ大切なお知らせ●

組合脱退時の「出資金の返金時期」が令和7年度から変更になります。



なぜ脱退時の出資金の返金時期が変更になるのですか？



生協法や定款(※3)ではどのように書かれているのですか？



生協法や定款に従うためです。
これまで組合員の都合による脱退(自由脱退※1)のお申し出の際、組合員の利便性を考慮し、随時出資金を返金してきました。
しかし令和7年度からは、生協法及び定款に則って、12月31日までに組合員より申請された自由脱退については、翌年4月以降に返金いたします。
なお、退職等により組合員たる資格を喪失された場合(※2)や、組合員が亡くなった場合の脱退(法定脱退)については、これまでと変わらず随時返金いたします。



自由脱退(※1)については、定款第10条において、事業年度末の90日前までに脱退希望をお申し出いただいた場合、事業年度の終わりに脱退ができると定めています。
また生協法では、「組合員が何ら予告もなく突然脱退することは、組合事業の遂行を阻害し、組合債権者の利益を害するおそれもあり、事務処理上でも不便が多いため、技術的制限として予告期間を規定する」とされています。

※1 組合員の都合で生協を利用しなくなったことによる脱退

※2 退職等組合員たる資格の喪失や死亡による脱退(退職時に一定の要件を満たす方は退職者組合員に移行することで引き続き共済事業を利用することができます。)

※3 生協法は消費生活協同組合法、定款は全国町村職員生活協同組合定款のことをいいます。

スケジュール概要

(自由脱退の場合)



令和7年度(4月)以降の対応

毎年1月から12月までに自由脱退の申出をされた組合員に対し、翌年4月以降に出資金の返金を行います。

例1) 令和7年4月1日に自由脱退の申出をされた場合

脱退日は令和8年3月31日となり、令和8年4月以降に出資金を返金いたします。

例2) 令和8年1月10日に自由脱退の申出をされた場合

脱退日は令和9年3月31日となり、令和9年4月以降に出資金を返金いたします。

※ 組合脱退及び出資金払戻請求書(以下「脱退用紙」という。)

脱退の理由	脱退用紙が本部に到着した月	脱退日	出資金の返金時期
法定脱退 (資格の喪失・死亡・除名)		脱退に起因する日	脱退用紙が本部に到着した月から3ヶ月以内
自由脱退 (上記以外)	4月から12月	当該年度末	翌年度4月以降
	1月、2月、3月	翌年度末	翌々年度4月以降

退職者組合員移行後のご注意点

- 現住所・電話番号及びご契約（ご登録）内容に変更が生じた場合は、本組合支部へご連絡をお願いいたします。
- 金融機関の統廃合等により、ご登録いただいた口座に変更が生じた場合、再度「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要となりますので、本組合支部へご連絡をお願いいたします。

全国町村職員生活協同組合 個人情報保護方針

全国町村職員生活協同組合（以下「本組合」という。）は、個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を除く。以下同じ。）の取扱いに関する方針を次のように定め、個人情報の適正な取扱い及び保護に努めます。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

本組合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守して、個人情報を適正、かつ、安全に取り扱います。

2. 個人情報の取得・利用目的

本組合は、共済契約の締結、維持管理及び共済金等の支払いに必要な範囲で個人情報を取得します。取得した個人情報は、これらの取得目的のほか、本人への共済関連情報の提供及び本組合の共済事業の充実の目的に限って利用します。

3. 個人情報の適正な管理

本組合で取得した個人情報は、常に正確かつ最新の内容を保つよう努めます。また、個人情報の漏え

い、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。さらに、業務を委託する場合は、業務委託先に対し個人情報の適切な管理を求めるとともに、必要かつ適切な監督を行います。

4. 個人情報の第三者への提供

本組合が取得した個人情報は、本人の同意を得た場合、法令に基づく場合、本人の利益のために必要であると判断される場合、必要な範囲で業務を外部に委託する場合及び利用目的を達成するために職域の担当部署と連携する場合を除いて、第三者に開示又は提供いたしません。

5. 個人情報の開示及び訂正等

本人から自己の個人情報の開示の求めがあった場合は、一定の事由がある場合を除き、当該個人情報を開示します。また、個人情報の訂正等の申し出があった場合、特別な事由がない限り、これに応じます。

全国町村職員生活協同組合 特定個人情報等保護方針

全国町村職員生活協同組合（以下「本組合」という。）は、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下、個人番号と併せて「特定個人情報等」という。）の取扱いに関する方針を次のように定め、特定個人情報等の適正な取扱い及び保護に努めます。

1. 特定個人情報等に関する法令等の遵守

本組合は、法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を遵守して、特

定個人情報等を適正、かつ、安全に取り扱います。

2. 特定個人情報等の取得・利用

特定個人情報等の取得又は利用は、法令で定める範囲内で適法かつ適正な方法によって行います。

3. 特定個人情報等の適正な管理

本組合は、特定個人情報等の適正な管理のため、「特定個人情報等の保護に関する規則」を定め、これを遵守します。

このパンフレットはあらましを説明したものです。詳しい内容については、
団体のご担当の方または本組合の支部（町村会）におたずねください。

都道府県支部一覧表

(令和6年7月現在)

地区名	都道府県	所在地	郵便番号	電話番号	FAX番号
東北	1 北海道	札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館6F	060-0004	011(241)7184	011(207)6031
	2 青森	青森市新町2-4-1 青森県共同ビル2F	030-0801	017(723)1331	017(723)1347
	3 岩手	盛岡市山王町4-1 岩手県自治会館内	020-8510	019(622)6176	019(622)4742
	4 宮城	仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館内	980-0011	022(221)9203	022(221)9205
	5 秋田	秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館内	010-0951	018(862)3851	018(823)6494
	6 山形	山形市松波4-1-15 山形県自治会館内	990-0023	023(631)5155	023(641)8427
	7 福島	福島市中町8-2 福島県自治会館内	960-8043	024(523)0131	024(522)9279
関東	8 茨城	水戸市笠原町978番26 茨城県市町村会館6F	310-0852	029(301)1241	029(301)1246
	9 栃木	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	320-0032	028(625)3011	028(627)4226
	10 群馬	前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館6F	371-0846	027(290)1352	027(255)5302
	11 埼玉	さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号 埼玉県県民健康センター内	330-0062	048(822)9185	048(822)6440
	12 千葉	千葉市中央区中央4丁目17番8号 千葉県自治会館内	260-0013	043(311)4163	043(227)6182
	13 東京	府中市新町2-77-1 東京自治会館内	183-0052	042(384)8041	042(384)7004
	14 神奈川	横浜市中区山下町75 神奈川自治会館内	231-0023	045(664)7454	045(664)7610
北信	15 山梨	甲府市蓬沢1-15-35 山梨県自治会館1F	400-8587	055(225)5128	055(237)5713
	16 新潟	新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館2F	950-0965	025(285)2035	025(285)1609
	17 富山	富山市下野995-3 富山県市町村会館内	930-8578	076(441)1511	076(431)0868
	18 石川	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館4F	920-8557	076(261)8167	076(261)4842
	19 福井	福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館内	910-0843	0776(57)1122	0776(57)1125
	20 長野	長野市西長野加茂北143-8 長野県自治会館内	380-0871	026(234)3530	026(235)2064
	21 岐阜	岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第1棟13F	500-8384	058(277)1123	058(277)1126
東海	22 静岡	静岡市駿河区南町14番25号 静岡県市町村センター内	422-8067	054(202)4343	054(284)8868
	23 愛知	名古屋市中区三の丸2-3-2 愛知県自治センター4F	460-0001	052(951)2251	052(961)6440
	24 三重	津市桜橋2-96 三重県自治会館内	514-0003	059(225)2138	059(227)5494
	25 滋賀	大津市松本1丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5F	520-0807	077(526)2839	077(526)1279
近畿	26 京都	京都市上京区西洞院通下立売上ル 京都府自治会館内	602-8048	075(411)0200	075(411)0090
	27 大阪	大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館6F	540-0008	06(6941)7441	06(6942)4670
	28 兵庫	神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号 神戸ハーバーランドセンタービル16階	650-0044	078(977)8791	078(977)8792
	29 奈良	橿原市大久保町302-1 奈良県市町村会館3F	634-0061	0744(29)8253	0744(29)8258
	30 和歌山	和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館5F	640-8263	073(431)0131	073(428)1275
中国	31 鳥取	鳥取市東町1-271 鳥取県庁第2庁舎8F	680-8570	0857(26)8355	0857(22)3835
	32 島根	松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター4F	690-0887	0852(61)0885	0852(27)3350
	33 岡山	岡山市北区今2-2-1 岡山県市町村振興センター4F	700-0975	086(245)4833	086(245)4877
	34 広島	広島市中区鉄砲町4番1号 広島県土地改良会館5F	730-0017	082(221)3465	082(211)1882
	35 山口	山口市大手町9-11 山口県自治会館内	753-8528	083(925)6611	083(924)8977
四国	36 徳島	徳島市幸町3-55 徳島県自治会館4F	770-0847	088(621)3409	088(652)6538
	37 香川	高松市福岡町2-3-2 香川県自治会館内	760-0066	087(851)2251	087(851)2356
	38 愛媛	松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館3階	790-0001	089(941)7598	089(945)1318
	39 高知	高知市本町4-1-35 高知県自治会館内	780-0870	088(824)3730	088(824)1158
九州	40 福岡	福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館内	812-0044	092(651)4285	092(651)4287
	41 佐賀	佐賀市堀川町1-1 佐賀県市町村会館内	840-0832	0952(23)3219	0952(24)9740
	42 長崎	長崎市栄町4-9 長崎県市町村会館内	850-0875	095(827)5511	095(824)6993
	43 熊本	熊本市東区健軍2-4-10 熊本県市町村自治会館内	862-0911	096(368)0011	096(368)0004
	44 大分	大分市大手町2-3-12 大分県市町村会館内	870-0022	097(536)1000	097(535)2009
	45 宮崎	宮崎市宮田町1番8号 宮崎県自治会館内	880-0804	0985(27)7711	0985(20)1271
	46 鹿児島	鹿児島市鴨池新町7-4 鹿児島県市町村自治会館2F	890-0064	099(206)1022	099(206)1057
	47 沖縄	那覇市旭町116-37 沖縄県市町村自治会館5F	900-8531	098(963)8652	098(963)8654

全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

全国町村会館内 TEL.03-3581-0479

URL: <https://www.zcss.jp/>

(令和6年8月作成)